

(個人用)

旭川市新庁舎9階展望フロアに お名前を刻みませんか

寄附申出書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

郵便番号 _____

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電話番号 () _____

●銘板への刻印及び寄附金額

新庁舎9階の展望ラウンジ壁面に設置する銘板に、氏名を刻印します。

刻印を申し込む口数と寄附金額を記入ください。

10,000円につき1人分の氏名を銘板に刻印します。(例えば、3人分の氏名を刻印する場合、3口の申し込みとなり30,000円以上の寄附が必要です。)

_____ 口 寄附金額 _____ 円

申し込み口数分の寄附者又はその家族等の氏名を”カタカナ”で記入ください。

(へボン式のルールに従い、ローマ字変換し、銘板に刻印します。)

(例) アサヒカワ タロウ, アサヒカワ ハナコ, アサヒカワ イチロウ

●ワンストップ特例申請書様式送付の希望

いずれかに「○」をつけてください。

() 送付を希望する

() 送付を希望しない

※いずれにも「○」がついていない場合は申請書様式を送付しませんので御了承ください。

※ワンストップ特例制度については、裏面をご覧ください。

●振込用紙等の送付先

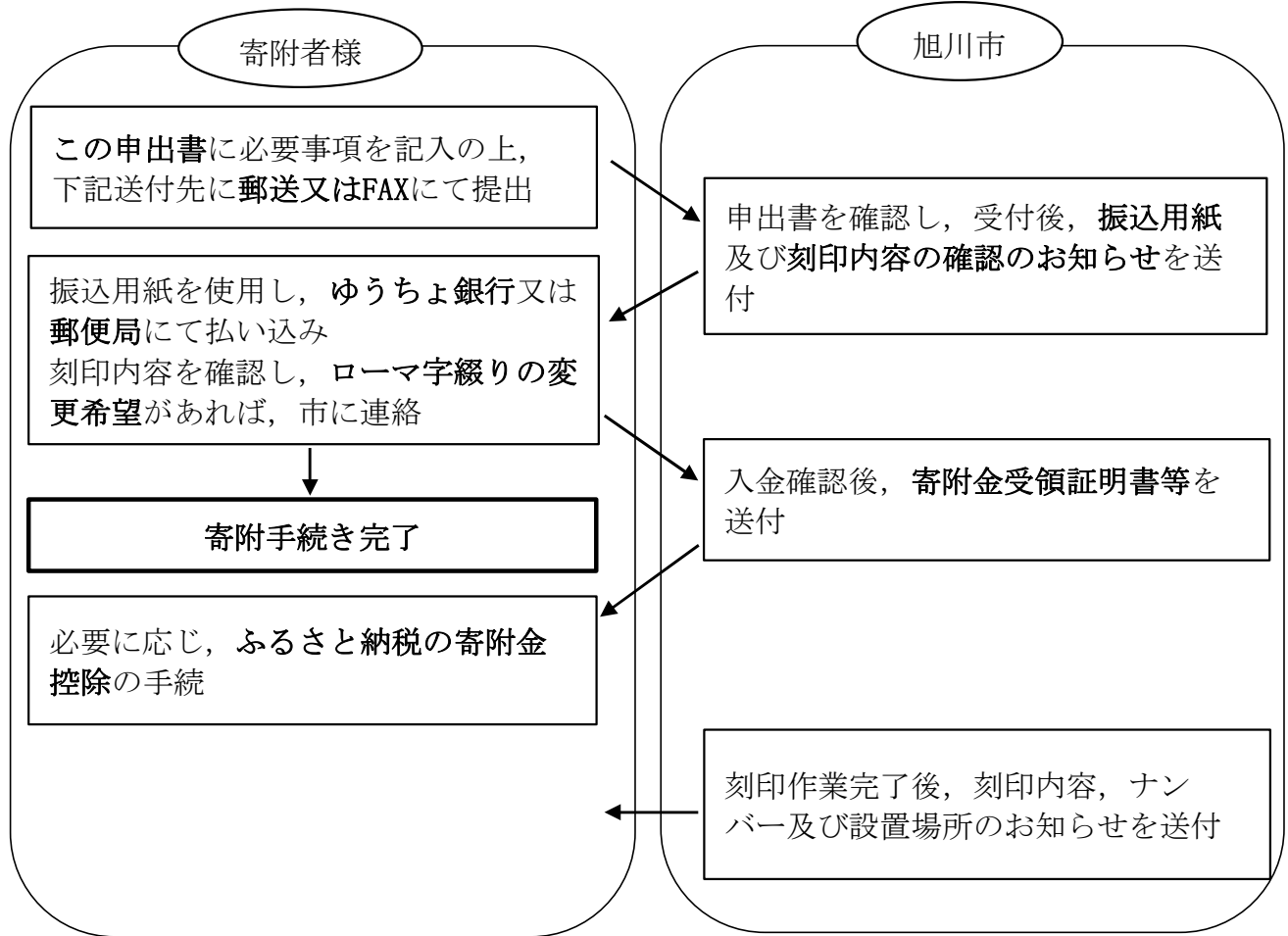
上に記載したご住所以外に、振込用紙及び寄附金受領証明書等の送付を希望される場合は、送付先を記入ください。

(上に記載した住所に送付する場合は記入不要です。)

送付先

(裏面もご覧ください)

○お申込手続きの流れ



○注意事項

・ふるさと納税について

当基金に対する寄附は「ふるさと納税」に当たりますので、税法上の控除を受けることができます。

・年末の寄附について

令和3年12月31日までの寄附を希望される方は、**令和3年12月23日(木)まで(必着)**にこの申出書を郵送またはFAXにて提出してください。
この期日を過ぎた申込みについては、令和4年1月以降に振込用紙を発送いたします。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度とは】

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、寄附先の地方団体にワンストップ特例制度の適用を受けるための申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる仕組みをいいます。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。)

送付先

〒070-8525

旭川市6条通9丁目総合庁舎4階

旭川市総務部庁舎建設課

FAX 0166-25-6515 (表面のみFAXしてください。)